No.273 2021/11/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

役員退職金を不動産等の現物で支給する場合の注意点

Q 当社の取締役の退職に伴い、退職金規定に基づき退職金を支給しようと思いますが、業績が厳しく、金銭で支給することができません。そのため、当社が所有している不動産を退職金代わりに支給しようと思いますが、なにか注意点はありますか？

解説

退職金を不動産等の現物で支給する場合、いろいろ注意点がありますが、中でも消費税についての検討は必須となります。

1． 消費税の課税対象となる要件

課税対象となる国内取引の要件は、以下の通りです。
①国内において行われた取引であること。
②事業者が事業として行った取引であること。
③対価を得て行われる取引であること。
④資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供であること。
なお、上記に類する行為として、「**代物弁済による資産の譲渡**」も含まれます。
そのため、**現物による退職金の支給が、代物弁済による資産の譲渡に該当すると、消費税の課税取引となります**。

2． 退職金の現物支給が代物弁済として課税取引となる場合

取締役の退職金は、基本的に株主総会の決議事項となります。**株主総会の決議内容が金銭による支給としている場合**（＝**不動産の現物支給を明確に記載していない場合**）は、退職金の一部を現物支給したとしても、代物弁済に該当するため、**消費税の課税対象となります**。一方、役員退職金の一部を不動産等の現物で支給することを明確に決議している場合には、代物弁済に該当しないので消費税の課税対象とはなりません。まとめると下記となります。

株主総会の決議の内容	不動産の現物支給に係る消費税
金銭による支給として決議	消費税の**課税対象**（土地：非課税、建物：課税売上）
退職金の一部として**不動産を支給することを決議**	消費税の**課税対象外**

要するに…

通常、役員に対する退職金は金銭で支給することが一般的ですが、現在のコロナ下で企業の業績が厳しい中、なかなか資金繰りがつかず、やむなく現物で支給することもあるかと思います。ただし、金銭支給と現物支給では扱いが異なりますので、思わぬ課税を受けないように注意しましょう。